

機関番号：32682

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2008～2010

課題番号：20520624

研究課題名(和文) 唐代地方社会の祭祀儀礼の研究

研究課題名(英文) A Study of ritual ceremonies in region society of Tang dynasty

研究代表者

江川 式部(EGAWA SHIKIBU)

明治大学・商学部・兼任講師

研究者番号：70468825

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、中国における「礼」の社会への浸透を、唐代における具体的事例として把握分析することにあった。研究の結果「墓参り」「遷葬」などの具体例が明らかとなり、中国社会における礼の浸透については、唐代が画期となっていたことが鮮明になった。今後は唐代社会におけるこうした動きと、五代・宋以後の社会とのつながり、そして日本及び周辺諸国における唐礼の意義について考察することが可能となる。

研究成果の概要(英文)：

The study analyzes dissemination of the tradition of *Rei*, or propriety in Tang Dynasty in China. The study successfully finds several records of ceremonies in which *Rei* was observed, such as *Hakamairi*, a visit to a grave or and *Sensou*, a reburial. These findings lead to a conclusion that the tradition of *Rei* was widely practiced during the Tang Dynasty and had gained its momentum of carrying its custom through Five Dynasties and Sung Dynasty. With the significance of *Rei* within China confirmed, the study emphasizes the urgent need to widen an area of investigation about the impact and meaning of *Rei* in the surrounding countries including Japan.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2009年度	500,000	150,000	650,000
2010年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	2,400,000	720,000	3,120,000

研究分野：中国史

科研費の分科・細目：史学・東洋史

キーワード：東洋史・唐代・祭祀儀礼・地方社会・石刻史料

1. 研究開始当初の背景

(1) 中国の古代社会に発生した「礼」は儒学によって理論化され、歴代王朝下で支配者層の理念として展開し、やがて民間に浸透しながら、さらに東アジア全域に影響を及ぼした。そのような礼の変遷過程において、唐代は礼が貴族層から庶民層へと浸透していった重要な時代であるが、これまでの祭祀儀礼

研究は王権儀礼を中心として行われてきており、礼の社会への浸透過程についてはいまだ明らかにされていなかった。

(2) 中国史における祭祀儀礼の研究は、これまで主に日本の研究者によって行われてきた。中国史の特色である皇帝制度や王権をめぐる問題として、天皇制との比較を視野に入れつつ、即位儀礼や外交儀礼等を中心に研

究が進められてきたからであり、その動きに触発されるかたちで、近年中国の歴史学界でも祭祀儀礼をテーマとした研究が続々と行われるようになってきた。

(3) 現在の中国祭祀儀礼研究は、王権をめぐる課題と、伝統的風俗文化をめぐる課題とが二大テーマとなっているが、中国の伝統社会を形成した礼の観念が、いつどのような形で社会に浸透していったのかという課題は未解決のままであった。

(4) したがって本研究では、礼が中国社会に浸透した時期として唐代をとりあげ、唐の社会に求められ、また人々の生活の中で共有された礼とはどのようなものであったのかについて、具体的な事例の分析を通じて分析を行いたいと考えた。

2. 研究の目的

中国唐代の地方社会における礼のありかたを、葬祭などの祭祀儀礼に関わる人々の行為・行動、及び儀礼内容の分析を通じて明らかにし、当時の人々の社会生活のなかで、礼がどのように根付きどのような役割を果たしていたのかを考察する。

3. 研究の方法

主に喪葬儀礼や諸神・祖先祭祀など、実際に行われた祭祀儀礼のありかたについて、唐人の文集や石刻史料などを用いて、個別事例をより具体的に明らかにしていく。具体的には以下の方法で研究をすすめた。

(1) 先行研究及び資料整理

唐代後半期の地方社会に関する先行研究、及び南北朝隋唐期の祭祀儀礼に関する先行研究の整理。当該時代の祭祀儀礼に関する石刻資料目録の作成と、墓壁画など図像資料、及び祭祀関連出土遺物の、発掘報告書等における所在調査。

(2) 現地調査

上記(1)で作成した目録等を参考に、中国・台湾及び国内特別展等における文物調査を行った。

①2008年9月：北京市→陝西省西安市→陝西省咸陽市→陝西省渭南市を調査。主な調査内容は以下のとおり。

- ・碑林博物館（顔勤礼碑・顔家廟碑等）
- ・長安博物館（南北朝隋唐墓誌）
- ・西安市博物館（唐代の陶俑・礼器等）
- ・咸陽市博物館（順陵残碑及び唐代墓誌）
- ・臨潼県博物館（北周～唐碑、恵昭太子墓出土哀冊については調査不可）
- ・華嶽廟（五嶽祀祠廟建築）
- ・唐天壇遺跡
- ・北京歴代帝王廟

②2009年9月：北京市→陝西省西安市→山西省運城市→陝西省渭南市を調査。主な調査内

容は以下のとおり。

- ・西市博物館（文物倉庫内収蔵唐代墓誌）
- ・運城市池神廟（祠廟建築・唐～元明碑）
- ・山西聞喜県裴氏祠廟（唐～明碑）
- ・運城市舜帝廟（唐靈慶公碑碑陰・碑側）
- ・華嶽廟（漢・北周・唐代華嶽廟碑、再調査）
- ・昭陵博物館（唐代墓碑・墓誌）
- ・北京天壇（齋宮・神樂署 ※神厨・犠牲處は見学不可）
- ・北京先農壇及び附属施設

③2009年9月：台湾大学で行われた第九屆唐代文化國際學術研討会に参加した際に、台湾国家図書館所蔵の『大唐開元礼』清抄本3種と同書校勘記1種を調査した。

④2010年5月：奈良橿原考古研究所博物館及び奈良国立博物館の特別展で将来展示された唐代儀礼関連文物資料の調査。主な調査内容は以下のとおり。

- ・橿原考古研究所（李憲・節愍太子李重俊墓出土諡冊・哀冊）
- ・奈良国立博物館（突厥碑文拓本等）

(3) 個別事例研究：

- ①唐代の宗族維持と葬礼に関する研究
- ②唐代の廟制及び家廟に関する研究
- ③唐代の墓祭習俗に関する研究
- ④唐代の遷葬習俗とその手順に関する研究
- ⑤唐代の礼楽思想と日本平安朝における唐楽の展開に関する研究

※具体的な成果内容については、以下「4. 研究成果」欄参照。

4. 研究成果

(1) 唐代の宗族維持と葬礼に関する研究；

現在中国西安市の碑林博物館に所蔵されている「顔勤礼碑」は、唐代の政治家であった顔真卿が、曾祖父である勤礼のために建立した神道碑である。神道碑はふつう故人を顕彰する記事を多く刻するのを特徴とするが、この碑には多数の顔氏一門の名前や経歴が、大きく碑面をさいて述べられている。

本研究では「顔勤礼碑」に刻された顔氏一門の記述と、真卿の文集に残る他の家族墓碑の内容とを手がかりに、真卿が一族に対して行った仕事の数々を整理し、彼が顔氏復興のために行った取り組みや、この碑のもつ歴史的意義について考察を加えた。

その結果、1. 勤礼碑の撰文が行われたのは711年かその直後であり、顔真卿によって行われていた顔家の長安祖塋整備の一環としてのものであった。2. 真卿は大暦年間に地方に転任していた間も、親族を派遣するなどして長安祖塋の整備を行い、また地方を訪ねて一族に関する情報収集をすすめていた。そして大暦十四年にふたたび長安に帰任したのち、家廟及び家廟碑を建立し、それまでに集めた情報を整理して「家譜」を撰した。これらのすべては、一族に対する真卿の後年

のライフワークともいえる仕事であった。3. 顔氏は唐初より学家を称してはいたが、一族の数も少なく、門閥といえるほどの基盤は持っていなかった。やがて安史の乱で宗子である元孫の房が大きな人的被害を受けることになり、以後生き残った顔家宗族の維持は真卿が担わなければならなくなった。4. 顔真卿以後の子孫は、唐朝においてほとんど出世できなかったが、その理由として、本来「詰訓（訓詰）」と「書」とを家学としていた顔氏だが、唐朝では中期以後はとくに文学を重視するようになってきており、伝統としてきた家学を基礎に官途につくことは困難になった。このため真卿は当時徳宗朝で重視されるようになってきていた礼学へと、顔家の家学を転換しようとしていたのではないかと、等の点が指摘できた。

本研究では、「顔勤礼碑」「顔家廟碑」及び真卿が撰した墓碑文をもとに考察を行い、「顔勤礼碑と顔氏一門」の題目で、『東アジア石刻研究』第2号上に論文を発表した。

(2) 唐代の廟制及び家廟に関する研究；

唐の太廟制度は、時享や禘祫などの祭祀の方法から、廟数、毀廟、神主尊号に至るまで、唐一代の間でめまぐるしく変化し、そのつど議論が行われてきた。とくに徳宗貞元年間には太廟に関する多くの奏議が出されており、とりわけ廟享における神主の配置についての議論は、なかなか結論が出されないまま、約二十年にわたり何度も繰り返された。その経緯をみていくと、目前の挙祭のために特定の礼官等によって議論が行われたというよりは、むしろ太廟制度そのものを百官が総合的に議論したと認められる。

徳宗期は唐朝礼制においても大きな画期であった。唐代では『開元礼』成書以後国家礼典は編纂されず、その後は実用に基づいた損益を加えながら、小規模な礼文整理が行われていく。即ち徳宗期には『大唐郊祀録』10巻、『貞元新集開元後礼』20巻、『通典』200巻などの礼書が編纂され、のち憲宗期には『礼閣新儀』20巻、『曲臺新礼』30巻等がある。つまり貞元年間の太廟奏議は、こうした唐代後期の礼書編纂活動と関係する動きであったと考えられる。

本研究では、貞元年間の太廟奏議の内容を『通典』『冊府元龜』等に収載される奏議文に基づいて整理し、これと同時期に行われていた礼書編纂との関係について考えながら、唐代後半期の礼制改革の意義について考察を試みた。

その結果、1. 貞元廟儀では、多くの官吏を再三にわたって議論に参加させ、時間をかけて合議していくという方法がとられていること。2. 徳宗が廟儀に多くの官吏をまきこみ、敢て結論を急がずに議論を継続させて

いること、が明らかとなった。これは徳宗自身の礼重視の姿勢を明示することのほかに、すべての官僚たちに対し太廟廟享を国の大事として意識させるためでもあったと考えられる。そして国の礼制と社会との関係についてみると、当時すでに多くの高官が京師に家廟を建てるようになってきており、廟祭である禘祫のありかたについても、もはや太廟だけの問題ではなくなっていたと思われる。すなわち、太廟廟儀における原則の決定は、百官家廟の基準となるため、そうした事情もふまえたうえで、徳宗は全員参加の「百官僉議」を繰り返したのではないかと考えられる。

本研究は、唐家廟碑史料の収集整理と、唐朝における礼書編纂の経緯、そして唐朝内部における太廟廟議の経過研究に基づく研究成果として、2009年9月に台湾大学で行われた第九届唐代文化国際学術研討会において「貞元年間の太廟奏議と唐代後期の礼制改革」の題目で研究報告を行い、『中國史學』第20巻に論文を発表した。

(3) 唐代の墓祭習俗に関する研究；

上墓とは墓参りのことである。唐代の墓参りについては、これまで歳時史のなかで研究が行われてきたが、その全体像についてはいまだ明確ではなかった。本研究では唐代における墓参りの習俗とそれに関わる諸制度を明らかにしつつ、当時の社会における上墓儀礼の意義について考察した。

唐代初期には祖先祭祀はその家の宗子が家廟や寢で行うことが原則とされ、宗子以外の人々は祖先をまつ権利を持たなかった。また当時民間では寒食の時期に墓参りをする風習があったが、墓の上で宴飲が行われるなど、風紀上好ましいあり方ではなかった。このため玄宗は廟寢での執祭権がない人々にも祖先祭祀の場を与え、また無秩序な上墓が行われないよう、古礼にはなかった寒食上墓の儀式次第を作成し、当時編纂が進められていた国家の礼典『大唐開元礼』に編入した。

寒食には休暇が与えられた。この寒食休暇はやがて徐々に延長されていくが、これは都城に近い墓地の確保が困難となり、より遠くの墓地まで往復しなければならない人が増えたためではないかと考えられる。人々は家族が管理しやすい都城近郊に墓地を求め、他州にある墓を遷すこともあった。このことは都城近辺に墓地が集中する要因のひとつとなったことが指摘できる。

唐代の社会では、祖先や家族・親戚・知人の墓参りは、日常的な行為であり、『開元礼』に編入された上墓儀礼は、祖先祭祀の面で、こうした上墓の習俗に礼法的根拠を与え、祖先祭祀の執祭権を宗子から宗子以外の者へ、また祭祀の場を廟寢から墓所へと、拡大したことに意義があったと考えられる。

本研究は、「唐代の上墓儀禮—墓祭習俗の禮典編入とその意義について—」として『東方学』第120輯に発表した。

(4) 唐代の遷葬習俗とその手続き及び手順に関する研究；

遷葬はいちど造った墓を他所へ遷すことである。南北朝以後にしばしば行われるようになり、とくに唐代後半期においては、諸事情により各地に仮埋葬されていた遺体を祖塋に遷す行為が、子や孫にとってなかば義務のように理解され、多くの遷葬が行われた。

遷葬の主な理由としては、1. 卒期や卒地の異なる夫婦を合葬する、2. 行旅中または地方赴任中に客死した家族を、假埋葬地から祖塋へ遷す、3. 管理する上で不便な場所に葬られていたものを、家族の手の届く墓所に遷す、などがある。墓を遷すには時間と多くの資金とが必要になるため、三四十年以上の歳月を経て行なわれたケースも珍しくない。そして唐代にはこうした遷葬は社会的に支持されており、このため『開元礼』に「改葬」儀礼が規定され、また官僚が父母の遷葬を行う際には休暇を申請することができるなど、遷葬を行うためのシステムも整っていた。

これまで唐代の喪葬儀礼については、皇帝・皇族のそれや、陵・墓葬そのものに関心が寄せられて、王権や風俗面での研究が行われてきた。しかし当時の社会における墓の意義についてはまだ十分に検討されてはいなかった。本研究では、唐代における遷葬儀礼の手順、遷葬の際の申請・許可文書往還の事例、墓誌よりみた遷葬の諸相について、唐後半期の権徳輿が行った父母の遷葬の際の事例を、彼の文集等に遺された史料に基づいて詳しく整理した。そしてその内容が一部律令規定どおりではないこと、また彼が当時主要藩鎮の節度使であったため、遷葬にともなう休暇中には、3名の役人がそれぞれ権限を制限された上で代理として起用されていたことなどが明らかになった。すなわち遷葬など喪葬儀礼の執行には本人の休暇だけでなく、不在期間の代行政務に関するシステムが整っていなければならなかったものであり、こうした問題は、礼と令との関連や、儀礼を媒体とした宗族形成における制度的保障の整備を促した可能性のあることが指摘できた。

本研究は「唐代の遷葬」の題目で、2010年5月の第59回東北中国学会において研究報告を行った。

(5) 唐代の礼楽思想と日本平安朝における唐楽の展開に関する研究；

唐朝礼制の背景となった、皇帝や官僚ら為政者の「礼楽思想」についての彼らの言動と、実際の王朝楽制の制度的変遷とを整理し、さらに日本の平安人の身近にあった唐由来の

礼楽との関係について考察した。

『源氏物語』に描かれた音楽世界には、中国音楽とくに唐代に行われていた音楽の影響が散見する。唐代の音楽は、雅楽（郊廟楽）・宮中燕楽・民間音楽に大きく分けることができ、このうち日本が継受したのは宮中燕楽である。日本ではこれを「雅楽」と称す。平安朝の最盛期を映した『源氏物語』に登場する楽舞の数々は、唐の燕楽の流れを汲むものとしても、重要な研究意義をもつ。しかし物語を「唐の（影響がみられる）音楽」という視点で読んでいくと、書かれていない“楽”があることに気づく。そのひとつは、中国王朝独自の「礼楽思想」に基づく楽であり、もうひとつは、平安朝では演奏されていたながら、物語には書かれなかった楽である。

本来、中国王朝にとって最も重要なのは、人々の耳目を楽しませるための燕楽ではなく、神にささげる郊廟楽であった。この背景には中国古来の「礼楽思想」がある。中国では天から地上の支配権（天命）を任された人間（皇帝）が統治を行うと考えられていた。天が不適當だと判断した場合、天災や戦乱が起こって、天命は他の人間に遷り、その王朝はたおれる。中国の歴代王朝が天文を重視して専門の観測官を置き、楽官を置いて正楽を追求したのは、星の動きや楽の音色に、治世に対する天の評価がいち早く現れると考えたからである。日本が継受した燕楽は、こうした意味では中国の「礼楽思想」を反映するものではなく、したがって『源氏物語』の中に、中国の礼楽思想が意図的に書き込まれているととらえることは難しい。これがひとつめの「書かれなかった楽」である。

もうひとつの「書かれなかった楽」は、著者が書けなかったと考えられる楽である。中国の王朝儀礼の多くは男性によって行われた。こうした儀礼の中には、日本に伝えられて平安朝でも行われたものがあり、そこで演奏された楽は、皇室関係者以外の女性が見聞きする機会はなかったと思われる。女性でありまたけして高い身分ではなかった著者には、未体験ゆえに物語のなかに織り込むことができなかつた楽もあつたと考えられる。

こうした「物語に書かれなかった楽」に焦点をあててみると、唐と日本、また歴史と文学との接点が鮮明となる。従来すでに指摘されているように、日本は唐礼を継受するにあたり、制度的に不都合なもの、思想・伝統に沿わないものに加え、機材等が揃えられないものについても、極力これを排除した。それは本研究においても、以下のように鮮明となった。すなわち、中国王朝の郊廟楽における編鐘等の大型楽器を中心とした楽団編成が、日本古代の王朝楽制にはまったく取り入れられていないこと、積奠のように新たに取り入れた中国儀礼でも儀式所作のみを取り入

れて楽の部分は独自に構成していること、律令における楽令の継受がおこなわれていないこと、である。

本研究に関しては、2010年3月に行われた明治大学古代学研究所公開シンポジウム「源氏物語と音楽—文学・歴史・文化史の接点—」において、「源氏物語と唐の礼楽思想—物語に書かれなかった“楽”をめぐって—」の題目で研究報告を行い、日向一雅編『源氏物語と音楽』に論文を発表した。

(6) 本研究によって導きだされた新たな研究課題とその展望；

本研究を進めていくなかで、次のような新たな課題が導き出された。以下にその概要を整理して今後の展望としたい。

①唐代宗族形成と五代・宋代以後との比較；

現在、唐代の宗族形成に関する研究はまだ研究蓄積が少なく、本研究でとりあげた顔真卿による宗族維持のありかたはその一例でしかない。このため、まず唐代における宗族形成の諸例を近年大量に出土してきている墓誌史料などを用いて検証し、五代・宋代以降とのつながりを検討していきたい。

②唐朝の礼楽に関する組織に関して；

唐の王朝儀礼に関しては、礼部・太常寺・宗正寺・光祿寺が文書行政及び実務等を担当していたとみられるが、挙祭に関してこうした組織が実際にどのように連動的に動いたのかについてはほとんど明らかにされていない。国家祭祀の挙祭を、規定の組織が通常任務として行うようになるのは、『唐六典』等によれば南北朝以降のことと考えられる。こうした問題を、歴代王朝の政治システムの構築と連関して考察した研究はまだ行われておらず、今後の課題として重要である。

③唐代祭祀儀礼の歴史的な位置づけに関して；

唐代に民間で行われていた諸儀礼のなかには、本研究でとりあげた上墓儀礼のように、その由来や経緯がはっきりしないものが他にもある。そのような祭祀儀礼のそれぞれについて、唐代におけるありかたが、前後の時代においてどのような意味をもつのか、どのように展開していったのかを、さらに考察していく必要がある。

また本研究によって中国社会の礼の展開において唐が重要な意味をもつことが鮮明となったが、この動きが宋代以後の「孝」前面に主張してくる社会のありかたと、どのように連関するのかについては課題として残された。①の宗族の問題とあわせて、今後考察を行っていきたい。

④道教・仏教儀礼と儒教儀礼との関係；

本研究では敢えてとりあげなかった課題である。中国社会における道教・仏教の展開において、魏晋南北朝～隋唐代が重要な意味をもっていたことは周知のことであるが、こ

うした宗教儀礼と唐の国家礼制との関係については、まだ研究蓄積は少ないのが現状である。この問題については、ひとり儒教儀礼に関する研究からアプローチを行うのではなく、テーマや時代を絞っての共同研究を行うべきと考える。

⑤周辺諸地域及び次代に展開した王朝礼制における唐礼の意義に関して；

本研究において、礼楽に関して日本の平安朝との比較を考察した際に、極めて重要な問題を内包すると気付いた課題である。

現在唐の国家礼典である『大唐開元礼』は一部の欠文を除き150巻が完本として残っているが、本来王朝の国家礼典は王朝滅亡とともに役割を終えて次代に残らない。宋～明の礼典が佚文でしか残っていないのはその証左である。『開元礼』はなぜ残ったのか。

例えば、遼朝はその国家礼制の制定にあたり、『開元礼』条文を多く参照していたことが島田正郎氏指摘されている。現在私たちが目撃できる『開元礼』は清代の四庫全書本と洪氏刊本であるが、この『開元礼』の伝本に基づく唐代儀礼の研究は行われていても、『開元礼』の他朝における役割や、清代に現行本が校訂・刊行された背景もいまだ詳しくは検討されてはいない。こうした『開元礼』の別地域・別時代における意味についても、今後考察を行いたいと考えている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計15件)

①江川式部、趙振華著『洛陽古代銘刻文獻研究』、東アジア石刻研究、査読無、第3号、2011年、pp. 88-92

②江川式部、貞元年間の太廟奏議と唐代後期の礼制改革、中國史學、査読無、第20巻、2010年、pp. 110-133

③江川式部、唐代の上墓儀礼—墓祭習俗の礼典化とその意義について—、東方学、査読有、第120輯、2010年、pp. 34-50

④江川式部、顔勤礼碑と顔氏一門、東アジア石刻研究、査読無、第2号、2010年、pp. 3-42

⑤江川式部、南北朝隋唐礼制関連研究文獻目録(中文篇2/2001~2009年)、法史学会研究会会報、査読無、第14号、2010年、pp. 143-154

⑥江川式部、天聖令研究の新動向—『唐研究』第14号(天聖令特集号)に関する書評を中心として—「19. 皮慶生「唐宋時期五服制度入令過程試探—以《喪葬令》所附《喪服年月》為中心—」・「20. 吳麗娛「唐代贈官的贈賻与贈諡—從《天聖令》看唐代贈官制度—」・「21. 王静「唐代墓石室規則及相關喪葬制度研究—

復元唐《喪葬令》第 25 条令文釈証一」、法
史学研究会会報、査読無、第 14 号、2010 年、
pp. 124-127

⑦氣賀澤保規・高橋博・江川式部他、明大寄
託新収の中国北朝・唐代の墓誌石刻資料集—
その紹介と解説—「16 崔君妻盧氏墓誌 唐
大和 3 年 (829) 10 月 26 日葬」、『古代学研
究所紀要』、査読無、第 13 号、2010 年、pp. 36
—40

⑧黄正建著・江川式部訳、『天聖令・雜令』
の研究と整理、『日本古代学』、査読無、第 2
号、2010 年、pp. 17—29

⑨黄正建著・江川式部訳、『天聖令』の唐宋
史研究における価値について—現在の研究
成果を中心に—、『日本古代学』、査読無、第
2 号、2010 年、pp. 31—44

⑩江川式部、特集：日本史研究とデータベ
ース「中国・台湾史に関するデータベース」、
日本歴史、査読無、第 740 号、2010 年、pp.
30—34

⑪江川式部、南北朝隋唐期礼制関連研究文献
目録 (中文篇 1 / 1980~2000 年)、法史学研
究会会報、査読無、第 13 号、2009 年、
pp. 126-138

⑫金子修一・榊佳子・鈴木桂・河内春人・江
川式部、大唐元陵儀注附祭註釋、國學院大學
紀要、査読有、第 47 卷、2009 年、pp. 79—
107

⑬金子修一・江川式部他、《大唐元陵儀注》
概説、文史 (中国：中華書局)、査読有、2008
—4、pp. 153-157

⑭郭曉濤著・江川式部訳、漢魏洛陽故城の考
古発掘と研究の新たな進展、明大アジア史論
集、査読無、第 12 号、2008 年、pp. 81—96

⑮江川式部、中村裕一著『唐令逸文の研究』、
唐代史研究、査読無、第 11 号、2008 年、pp. 69
—79

〔学会発表〕 (計 5 件)

①江川式部、唐代の遷葬、第 59 回東北中国
学会、2010 年 5 月 30 日、青森県弘前市・ア
ソベの森いわき荘

②江川式部、源氏物語と唐の礼楽思想—物語
に書かれなかった“楽”をめぐって—、明治
大学古代学研究所公開シンポジウム「源氏物
語と音楽—文学・歴史・文化史の接点—」、
2010 年 3 月 19 日、明治大学

③江川式部、台湾第九屆唐代文化国際學術研
討会参加報告、唐代史研究会秋期シンポジウ
ム、2009 年 11 月 4 日、京大会館

④江川式部、貞元年間的太廟奏議與唐代後期
的礼制改革、“文化視域的融合”第九屆唐代
文化国際學術研討会、2009 年 9 月 26 日、台
湾大学

⑤江川式部、顔勤礼碑所載の人物について、
中国石刻文物研究会「中国仏教石刻をめぐ
る諸問題」、2009 年 1 月 10 日、明治大学

〔図書〕 (計 1 件)

日向一雅編、豊永聡美・江川式部・西本香子・
上原作和・西野入篤男・青柳隆志・日向一雅
共著、青簡舎、(書名) 源氏物語と音楽、(論
文名) 源氏物語と唐の礼楽思想—物語に書か
れなかった楽をめぐって—、2011 年、pp. 44
—81、総 248p.

〔その他〕

ホームページ等

明治大学東アジア石刻文物研究所
<http://www.kisc.meiji.ac.jp/~ishiken/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

江川式部 (EGAWA SHIKIBU)

明治大学・商学部・兼任講師

研究者番号：70468825